

電波利用料の見直しに関する検討会(第2回)議事要旨

1 日時

平成 25 年4月5日(金) 14 時 00 分－16 時 00 分

2 場所

総務省7階 省議室

3 出席者

(1) 構成員(敬称略)

(座長)多賀谷一照、(座長代理)森川博之、飯塚留美、高田潤一、林秀弥、
湧口清隆、吉川尚宏

(2) 総務省

柴山総務副大臣、吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、
安藤総合通信基盤局総務課長、竹内電波政策課長、
荻原電波利用料企画室長

(3) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料 2-1 諸外国の電波利用料制度概況【飯塚構成員】

資料 2-2 電波利用料制度の経済学的な考え方【湧口構成員】

資料 2-3 電波利用料制度に関する論点【吉川構成員】

参考資料 2-1 電波利用料の見直しに関する検討会(第1回)議事要旨

参考資料 2-2 主要国の電波利用料等の概要

5 議事概要

(1) 構成員からのプレゼンテーション

資料2-1に基づき飯塚構成員から、資料2-2に基づき湧口構成員から、資料2-3に基づき吉川構成員から発表が行われた。

その後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下の通り。

(林構成員)

新市場の立ち上げ期において、「新規事業への参入促進」という競争政策や電波の有効利用の面にかんがみて、「新規事業による電波の有効利用」という目的に着目した、新規事業者への電波利用料の軽減措置が図られてもしかるべきではないかと考えるが、公平性、あるいは国民利便の増大という効率性の観点からどのように考えれば良いか。

(湧口構成員)

帯域課金が導入される前の電波利用料制度では、電波利用料負担は、端末数に比例するため、収入基盤がしっかりしていない時には負担額が少なくてすんだ。このように端末数に比例させていけば、新規参入者にとっても問題無い料額となる。

一方で、帯域課金により周波数を効率的に利用させる観点も必要であり、これをどのように反映させるかは価値観が入るもの。例えば、本当に混雑している帯域なのか、混雑していない帯域なのかで適用を区分するのも一つの案である。

(座長)

端末の数に応じた課金は、端末を増やせば増やす程、負担が増える一方、完全に帯域課金一本にすると今度は新規参入に対する障害になる。これらの案配をどうするかということが課題。

(高田構成員)

諸外国における2次的な周波数アクセスに関する考え方はどのようなものか。また、日本において2次的な周波数アクセスは進められていくのか。

(飯塚構成員)

米国では、国の使用している周波数の共用が推進されており、技術的に可能かどうかも含めて研究開発が進められている。国防省も、商用利用を最終的な目的として積極的に研究開発を行っている。英国も同様に周波数共用を推

進んでいる。

日本においても、ニーズがあれば進んでいくのではないか。

（座長）

米国と日本では、電波利用の環境に違いが2つある。1つは国土の広さによる周波数の混み具合。もう1つはホワイトスペースを導入した場合の干渉問題への考え方であり、日本ではあらかじめ干渉がないように十分に精査をした上で免許するが、米国はおおまかな検討で問題がなければ免許をして、問題が生じれば後から調整するという考え方をとっている。米国において、こういった考え方が国防関係の無線で引き続き取り得るか、多少疑念はある。

（高田構成員）

今後も、従来どおり、基本的には専用の帯域幅を与えるというような方向性で周波数割り当てが進められていくという前提で議論を進めるべきか。

（竹内電波政策課長）

現在でも帯域を専用することが基本であるが、共用している帯域もある。たとえば、公共業務用無線に隣接した帯域を、エリア制限をかけた上で電気通信事業者が使用する場合などは、料金上の軽減措置、つまり特性係数を適用して1/2をかけている。こういった考え方について、今後共用帯域が増えていくということを見越すと、どうしていくかという論点はあろうかと思う。

（林構成員）

吉川構成員の資料に関して、新規市場立ち上げ期における事業活動に影響を及ぼさないような料額の考え方について、具体的にどのようなものがあるか。

（吉川構成員）

新規参入を促すということを意識して作った資料ではないが、携帯電話会社の料金プランのように最初は端末数に比例していった、一定額で頭打ちするような斬新な電波利用料体系が考えられるのではないか。

（座長）

オークションの料金は最初から一番高いところに設定している。料金上の上限額が最終的にそこまでいけば、電波利用料もオークションと同じようなイメージになるものと思われる。

M2Mについては、免許不要局もある中で、全体として考える話である。また、

ローミングについては、有線の場合は事業者間で料金を相殺する話だと思うが、携帯電話については、接続料金をどのように考えていくのかという問題であると思う。

（森川構成員）

周波数の有効利用を図るには価格メカニズムが重要である。AIPでは具体的にどういった方法で料金を設定しているのか。

（飯塚構成員）

英国については7ページにも記載しているが、1MHz幅あたりのベースとなる金額があり、それにカバーエリア等の指標を考慮して帯域毎、免許毎に算出する。計算自体は非常に多くの係数が入ってくる。フランスも同様である。

（吉川構成員）

AIPについて実際にモデルを作ったことがあるが、かなり複雑なモデル。例えば、3Gが無い擬似的な状況を想定して、その場合に要する2Gに対する追加費用が3Gのバリューであるというモデルを専門家、経済学者を呼んで作っていた。日本でもし仮に導入しようとしたら計算だけで1年かかるような代物。

（湧口構成員）

飯塚構成員の作られた7ページ目のAIP適用プロセスのところに書いてあるとおりだが、一番根底になるのは、この帯域を最も有効に使う技術や利用者や行政機関が設定することである。この点が、AIPを適用するときが一番大きな問題点になってくるのではないか。

それから、先ほどの吉川構成員のインセンティブについて、例えばプレゼンテーションで触れた英国の灯台使用料の場合では、船の大きさ・入港回数に応じた使用料ではあるが、いずれも一定以上の大きさや入港回数になると定額となる。

（飯塚構成員）

AIPについて補足だが、仏国では、2Gで使われていた 900MHz と 1800MHz をLTEに使うこととなり、LTEの利用に則した電波使用料が先月、決められた。この際、1KHz 当たりの単価が、2Gであれば 571 ユーロだったものが、4Gでは 3231 ユーロとなり、価値としては約6倍に伸びている。

(座長)

今の話は、2Gを一般道路、4Gを高速道路と置き換えると、高速道路では、その建設費用や利便性の対価を徴収している、といったような話になるだろう。

(2)その他

第3回会合は平成25年4月22日(月)に、第4回会合は5月13日(月)に、第5回会合は5月27日(月)に開催することが事務局から周知された。

以 上